

お客さま各位

法人インターネットバンキング「むさしのビジネス・ダイレクト」利用規定の改定のお知らせ

いつも武蔵野銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊行では、法人インターネットバンキング「むさしのビジネス・ダイレクト」のリニューアルに伴い2021年11月22日に『法人インターネットバンキング「むさしのビジネス・ダイレクト」利用規定』を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、すでにお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますのでご了承ください。

記

1. 法人インターネットバンキング「むさしのビジネス・ダイレクト」利用規定 新旧対照表

新	旧
<共通利用規定> 第12条（免責事項等） （1）（2）（省略） <u>（3）ワンタイムパスワードカードの紛失・盗難・破損（ワンタイムパスワードカードの性能不良等に起因する故障も含みます。）等が生じたときから、<サービス利用規定>第3条3項のワンタイムパスワードカードの利用登録までの間に、本サービスの利用が出来ないことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> （4）（省略） （5）（省略） （6）（省略）	<共通利用規定> 第12条（免責事項等） （1）（2）（省略） （新設）
<サービス利用規定> 第1条（サービス内容） 本サービスの契約者は、次の各種取引が利用できるものとします。 （1）（省略） （2）一括伝送サービス（オプションサービス） ア. ～エ.（省略） <u>オ. 経費精算振込サービス</u> <u>カ. 全銀会計情報サービス</u> <u>キ. その他当行が今後追加するサービス</u>	<サービス利用規定> 第1条（サービス内容） 本サービスの契約者は、次の各種取引が利用できるものとします。 （1）（省略） （2）一括伝送サービス（オプションサービス） ア. ～エ.（省略） （新設） （新設） オ. その他当行が今後追加するサービス
第3条（IDおよびパスワードの届出・設定・ <u>利用登録</u> ） （1）管理者関連 ア.（省略） イ. 当行は、申込みに基づき作成した「契約者番号」、「管理者が使用する利用者コード（以下「管理者コード」といいます。）」、「 <u>管理者が使用する可変パスワード</u> 」	第3条（IDおよびパスワードの届出・設定） （1）管理者関連 ア.（省略） イ. 当行は、申込みに基づき作成した「契約者番号」、「管理者が使用する利用者コード（以下「管理者コード」といいます。）」、および「管理者が使用する資金

ード（以下「管理者可変パスワード」といいます。）を「むさしのビジネス・ダイレクトご利用カード」（以下「ご利用カード」といいます。）等に記載し、契約者の届出住所宛に郵送することにより通知します。

ウ. 万が一、ご利用カードを紛失した場合や、「管理者ログインパスワード」（以下「管理者パスワード」といいます。）および「管理者可変パスワード」を失念または漏洩した場合は、契約者は速やかに当行制定の書面により当行へ届出るものとします。この届出があった場合には、当行は本サービスの全てを中止する措置を講じます。当行への届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

エ. オ.（省略）

(2) 利用者関連

ア. 「利用者が使用するログインパスワード（以下「利用者ログインパスワード」といいます。）」、「利用者が使用する利用者コード（以下「利用者コード」といいます。）」および「利用者が使用する可変パスワード（以下「利用者可変パスワード」は、前記2条の利用者指定時において管理者が任意に設定できるものとします。

イ. 「利用者が使用する可変パスワード（以下「利用者可変パスワード」といいます。）は前記2条の利用者設定時において、管理者が「利用者用可変パスワード表」を作成し、設定します。

ウ. 設定が完了した「利用者ログインパスワード」「利用者コード」、作成した「利用者可変パスワード表」（以下総称して「利用者パスワード」といいます。）、および「契約者番号」は、管理者が責任を持って利用者宛通知するとともに、利用者に対して管理者パスワードと同等の注意を持って取扱うよう徹底させるものとします。

エ. （省略）

オ. （省略）

カ. （省略）

(3) ワンタイムパスワード

ア. ワンタイムパスワードとは、本サービスの利用に際し、当行が契約者に交付するワンタイムパスワード生成機（以下「ワ

移動パスワード（以下「管理者資金移動パスワード」といいます。）を「むさしのビジネス・ダイレクトご利用カード」（以下「ご利用カード」といいます。）等に記載し、契約者の届出住所宛に郵送することにより通知します。

ウ. 万が一、ご利用カードを紛失した場合や、「管理者ログインパスワード」・「管理者資金移動パスワード」（以下両パスワードを総称して「管理者パスワード」といいます。）を失念または漏洩した場合は、契約者は速やかに当行制定の書面により当行へ届出るものとします。この届出があった場合には、当行は本サービスの全てを中止する措置を講じます。当行への届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

エ. オ.（省略）

(2) 利用者関連

ア. 「利用者が使用するログインパスワード（以下「利用者ログインパスワード」といいます。）」、「利用者が使用する利用者コード（以下「利用者コード」といいます。）」および「利用者が使用する資金移動パスワード（以下「利用者資金移動パスワード」といいます。）は、前記2条の利用者指定時において管理者が任意に設定できるものとします。

（新設）

イ. 設定が完了した「利用者ログインパスワード」「利用者コード」「利用者資金移動パスワード」（以下総称して「利用者パスワード」といいます。）、および「契約者番号」は、管理者が責任を持って利用者宛通知するとともに、利用者に対して管理者パスワードと同等の注意を持って取扱うよう徹底させるものとします。

ウ. （省略）

エ. （省略）

オ. （省略）

（新設）

ンタイムパスワードカード」といいます。)により生成・表示され、一定時間毎に自動更新されるパスワードをいいます。

イ. ワンタイムパスワードは本規定に定める管理者および振込等の承認権限が付与された利用者が使用するものとします。

ウ. ワンタイムパスワードカードの所有権は、当行に帰属するものとし、当行は本サービスの契約者にワンタイムパスワードカードを貸与します。契約者はワンタイムパスワードカードの第三者への貸与、占有またはこれを使用させることはできません。

エ. 本サービスの契約者は当行よりワンタイムパスワードカードを受領後、当行所定の方法により、ワンタイムパスワードカードの利用登録を行うものとします。

オ. 管理者がワンタイムパスワードカードを紛失または破損を生じたとき、ワンタイムパスワードカードが紛失、盗難、偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、契約者は速やかに当行所定の書面により当行へ届出るものとし、利用者がワンタイムパスワードカードを紛失または破損を生じたとき、ワンタイムパスワードカードが紛失、盗難、偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、管理者が端末からの操作による「ロック」の手続をとるものとし、この場合、当行への届出は不要とします。

カ. 上記または前記第3条1項による届出または「ロック」の手続があった場合は、当行は届出の内容に応じ本サービスの全てないし一部を中止する措置を講じます。当行への届出の前または端末操作による「ロック」の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

キ. ワンタイムパスワードカードは、内臓電池の残量が切替時期を迎えるとその旨ワンタイムパスワードカード上に表示されますので、契約者は端末からの操作により新しいワンタイムパスワードカードを申込むものとし、当行は契

約者からの申込みを受付けた場合、新しいワンタイムパスワードカードを契約者の届出住所宛に郵送します。

ク.前記キ.により新しいワンタイムパスワードカードを受領した契約者は前記エ.にしたがって、再度ワンタイムパスワードカードの利用登録を行うものとします。

第4条（本人確認）

(1) 本人確認

ア.管理者の本人確認

前記第3条第3項のワンタイムパスワードカードの利用登録完了後は、当行はサービス利用の都度、端末から送信された契約者番号・利用者コード（管理者コード）・管理者ログインパスワードとあらかじめ当行に登録された契約者番号・利用者コード（管理者コード）・管理者ログインパスワードの一致を確認することによる本人確認を行います。

イ.振込等の承認権限が付与された利用者の本人確認

当行は、本サービス利用の都度、端末から送信された契約者番号・利用者コード・利用者可変パスワード（ワンタイムパスワード利用中は除く）・利用者ログインパスワードとあらかじめ当行に登録された契約者番号・利用者コード・利用者可変パスワード（ワンタイムパスワード利用中は除く）・利用者ログインパスワードの一致を確認する本人確認手続きに加え、ワンタイムパスワード（ワンタイムパスワードカード発行・再発行手続き中は利用者可変パスワード）の一致を確認することによる本人確認を行います。

ウ.振込等の承認権限が付与されていない利用者の本人確認

当行は、本サービス利用の都度、端末から送信された契約者番号・利用者コード・利用者可変パスワード・利用者ログインパスワードとあらかじめ当行に登録された契約者番号・利用者コード・利用者可変パスワード・利用者ログインパスワードの一致を確認することによる本人確認を行います。

(2) 前項の本人確認を適正に実施したうへは、契約者番号・利用者コード（管理者コード）・利用者可変パスワード・ログインパスワード・ワンタイムパスワードにつき不正

第4条（本人確認）

(1) 当行は、本サービス利用の都度、端末から送信された契約者番号・利用者コード（管理者コード）・ログインパスワードとあらかじめ当行に登録された契約者番号・利用者コード（管理者コード）・ログインパスワードの一致を確認することにより本人確認を行います。また、一部のサービスについては、上記にあわせて、端末から送信された資金移動パスワードとあらかじめ当行に登録された資金移動パスワードの一致を確認することにより本人確認を行います。

(2) 前項の本人確認を適正に実施したうへは、契約者番号・利用者コード（管理者コード）・パスワードにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害につ

使用その他の事故生じた場合、その損害については、当行は一切責任を負いません。したがって、契約者番号・利用者コード（管理者コード）・利用者可変パスワード・ワンタイムパスワードは、他人に知られないよう契約者自身の責任において厳重に管理してください。当行職員がこれらの内容を尋ねることはありません。

(3) お客さまが、当行以外の第三者が提供する、お客さまの口座情報等をインターネット上で一覧表示する等のサービス（以下「外部サービス」といいます。）を利用するために、契約者番号およびログインパスワード等を第三者に開示する場合は、以下によるものとします。

ア. 外部サービスの利用および外部サービス提供者の選定等は、お客さま自身の責任において行うものとします。

イ. お客さまが外部サービスを利用するにあたっては、当行は、いかなる場合においても外部サービス提供者の代理人または履行補助者と見なされるものではありません。

ウ. 当行は、お客さまが外部サービスを利用するについて、いかなる義務および責任等も負いません。

エ. 外部サービスを利用した結果、不正使用その他の事故が生じた場合、その損害については、当行は一切責任を負いません。

(4) 契約者が、当行に登録されたパスワードと異なるパスワードを、当行所定の回数連続して入力した場合、当該契約者のサービスの利用を停止します。

(5) 契約者が、当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードを当行所定の回数以上連続して入力した場合、当該契約者のサービスの利用を停止します。

第5条（ご利用カード・ワンタイムパスワードカードの再発行）

(1) 契約者が、ご利用カード・ワンタイムパスワードカードの紛失・破損・盗難等により、ご利用カード・ワンタイムパスワードカードの再発行を希望する場合には、当行所定の方法で再発行を依頼していただくものとします。

(2) ご利用カード・ワンタイムパスワードカ

いては、当行は責任を負いません。したがって、契約者番号・利用者コード（管理者コード）・パスワードは、他人に知られないよう契約者自身の責任において厳重に管理してください。当行職員がこれらの内容を尋ねることはありません。

(新設)

(3) 契約者が、当行に登録されたパスワードと異なるパスワードを、当行所定の回数連続して入力した場合、当該契約者の本サービスの利用を停止します。

(新設)

(新設)

ードを再発行する場合は、当行所定の再発行手数料ならびにこれに係る消費税相当額を支払うものとします。ただし、ワンタイムパスワードカードの性能不良等に起因して故障し当行にそのワンタイムパスワードカードをご提出いただく場合や、ワンタイムパスワードカードの利用登録前にワンタイムパスワードカードの性能不良等に起因して当行にそのワンタイムパスワードカードをご提出いただいた場合は、再発行手数料は不要です（利用者のワンタイムパスワードカードを再発行する場合を除きます。）。

(3) 当行は再発行したご利用カードについては、店頭で交付、または契約者の届出住所宛に郵送します。また、ワンタイムパスワードカードについては、契約者の届出住所宛に郵送します。再発行したワンタイムパスワードカードを受領した契約者は前記第3条3項にしたがって、再度ワンタイムパスワードカードの利用登録を行うものとします。

(4) 当行が契約者の届出住所宛に郵送したご利用カード・ワンタイムパスワードカードが、当行に返戻された場合、当行は当行所定の期間経過後、当該ご利用カード・ワンタイムパスワードカードを廃棄し本サービスを解約できるものとします。

第6条（本サービスの依頼方法）
（省略）

第7条（照会サービス）
（省略）

第8条（振込・振替サービス）

振込・振替サービスは、ご利用口座のうち契約者が指定する口座について、振込み・振替およびそれらに付随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。

(1) 振込サービス

ア. 振込サービスの内容

振込サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、契約者が指定するご利用口座（以下「振込資金支払指定口座」といいます。）から振込資金を払出しのうえ、ご利用口座を除く「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行または他行の国内本支店の預金口座（以下「振

第5条（本サービスの依頼方法）
（省略）

第6条（照会サービス）
（省略）

第7条（振込・振替サービス）

振込・振替サービスは、ご利用口座のうち契約者が指定する口座について、振込み・振替およびそれらに付随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。

(1) 振込サービス

ア. 振込サービスの内容

振込サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、契約者が指定するご利用口座（以下「振込資金支払指定口座」といいます。）から振込資金を払出しのうえ、ご利用口座を除く「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行または他行の国内本支店の預金口座（以下

込資金入金指定口座」といいます。)宛に振込の依頼を行うサービスです。なお、当行以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取扱いできない場合があります。

また、振込先の金融機関・口座の状況により、入金までに時間を要する場合や翌日以降に入金となる場合があります。

イ. 振込限度額

(ア) 振込サービスによる1回あたりの振込金額(振込手数料先方負担の場合は振込手数料を含みます。)は、当行所定の金額の範囲内で申込書によりあらかじめ契約者が届出た振込限度額の範囲内とします。なお、申込書の振込限度額記入欄に限度額の記入がない場合は、当行所定の金額を振込限度額とします。また、平日の夜間および銀行休業日において、他行宛振込につき1回あたりの振込金額を「全国銀行データ通信システム」の仕様により制限することがあります。ただし、当行は契約者に事前に通知することなく振込限度額を変更することがあります。

(イ) 契約者は、書面による届出または端末からの操作により、届出た振込限度額を変更できるものとします。なお、変更する場合は当行所定の方法により行ってください。

(ウ) 契約者が指定する管理者は、端末からの操作により、届出た振込限度額を変更できるものとします。また、管理者は届出た振込限度額の範囲内で、端末からの操作により、管理者が指定した利用者の振込限度額を設定・変更できるものとします。

ウ. 振込指定日

(省略)

エ. 振込手続

当行は、前記第6条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として振込指定日に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出なしに振込資金を振込資金支払指定口座から払出しのうえ、振込資金入金指定口座宛に振込手続を行います。

オ. 振込手数料の引落とし

「振込資金入金指定口座」といいます。)宛に振込の依頼を行うサービスです。なお、当行以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取扱いできない場合があります。

イ. 振込限度額

振込サービスによる1回あたりの振込金額は、申込書によりあらかじめ契約者が届出た振込限度額の範囲内とします。この振込限度額は当行所定の金額の範囲内とします。なお、申込書の振込限度額記入欄に限度額の記入がない場合は、当行所定の金額を振込限度額とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなく振込限度額を変更することがあります。

ウ. 振込指定日

(省略)

エ. 振込手続

当行は、前記第5条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として振込指定日に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出なしに振込資金を振込資金支払指定口座から払出しのうえ、振込資金入金指定口座宛に振込手続を行います。

オ. 振込手数料の引落とし

(省略)

(省略)

カ. 夜間振込停止の登録・解除

当行所定の夜間時間帯については、即時振込につき、取扱の可否を端末からの操作により登録・解除できるものとし、(契約当初は不可で登録されます。)

(2) 振替サービス

ア. イ. (省略)

ウ. 振替手続

当行は、前記第6条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として振替指定日に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出なしに振替資金を振替資金支払指定口座から払出しのうえ、振替資金入金指定口座宛に振替手続を行います。

(3) (4) (省略)

(5) 依頼内容の変更・取消・組戻し

前記第6条2項により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、振込・振替指定日を翌日以降とする場合は、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。また、当行がやむをえないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から振込資金支払指定口座店に当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の組戻し手数料等を受入れたうえで、その手続を行うものとします。この場合、振込手数料相当額は返却しません。

(6) 振込サービスにおける受取人口座名義の自動表示

振込サービスについて、当行所定の時間においては、振込先の金融機関名・支店名・預金種類・口座番号の指定に基づき、受取人口座名義をサービス画面上に自動表示します。

なお、一部の金融機関への振込は、自動表示の対象外となります。また、受取人口座名義の自動表示の後、契約者が振込を中断した場合、受取人口座名義の不正取得防止のため、当行は自動表示機能を停止することができるものとします。

(新設)

(2) 振替サービス

ア. イ. (省略)

ウ. 振替手続

当行は、前記第5条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として振替指定日に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出なしに振替資金を振替資金支払指定口座から払出しのうえ、振替資金入金指定口座宛に振替手続を行います。

(3) (4) (省略)

(5) 依頼内容の変更・取消・組戻し

前記第5条2項により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、振込・振替指定日を翌日以降とする場合は、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。また、当行がやむをえないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から振込資金支払指定口座店に当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の組戻し手数料等を受入れたうえで、その手続を行うものとします。この場合、振込手数料相当額は返却しません。

(新設)

第9条（一括伝送サービス）

（1）一括伝送サービスの内容

一括伝送サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、総合振込・給与（賞与）振込・地方税納付・口座振替・経費精算振込の各データを一括して伝送できるサービスです。

（2）総合振込サービス

ア．総合振込の内容

（ア）当行は、契約者からの依頼による「一括伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。

（イ）「支払指定口座」は振込依頼の都度契約者が端末で選択した代表口座または利用口座とします。また、振込先として指定できる取扱店は、「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行または他行の国内本支店とし、振込を指定できる預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）は当行所定の種目とします。

（ウ）～（オ）（省略）

イ．ウ．（省略）

エ．振込手続

（ア）振込資金は、振込指定日の前営業日の19時までに支払指定口座へ入金してください。

（イ）当行は、前記第6条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として振込指定日の前営業日に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出なしに振込資金を支払指定口座から引き出し、振込手続を行います。

（ウ）（省略）

オ．カ．（省略）

キ．依頼内容の変更・取消・組戻し

前記第6条2項により依頼内容が確定した場合でも、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。また、当行がやむをえないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から支払指定口座店に当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の組戻し

第8条（一括伝送サービス）

（1）一括伝送サービスの内容

一括伝送サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、総合振込・給与（賞与）振込・地方税納付・口座振替の各データを一括して伝送できるサービスです。

（2）総合振込サービス

ア．総合振込の内容

（ア）当行は、申込書記載の代表口座店を取りまとめ店として、契約者からの依頼による「一括伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。

（イ）「支払指定口座」は代表口座とします。また、振込先として指定できる取扱店は、「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行または他行の国内本支店とし、振込を指定できる預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）は当行所定の種目とします。

（ウ）～（オ）（省略）

イ．ウ．（省略）

エ．振込手続

（ア）振込資金は、振込指定日の前営業日の17時までに支払指定口座へ入金してください。

（イ）当行は、前記第5条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として振込指定日の前営業日に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出なしに振込資金を支払指定口座から引き出し、振込手続を行います。

（ウ）（省略）

オ．カ．（省略）

キ．依頼内容の変更・取消・組戻し

前記第5条2項により依頼内容が確定した場合でも、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。また、当行がやむをえないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から支払指定口座店に当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の組戻し手数料等を

手数料等を受入れたうえで、その手続を行うものとします。この場合、振込手数料相当額は返却しません。

(3) 給与振込サービス

ア. 給与振込の内容

(ア) (省略)

(イ) 「支払指定口座」は振込依頼の都度契約者が端末で選択した代表口座または利用口座とします。また、受給者が振込先として指定できる取扱店は、「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行または他行の国内本支店とし、振込を指定できる預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）は、受給者本人名義の口座で当行所定の種目とします。

(ウ) ～ (カ) (省略)

イ. 上限金額の設定

1回あたりの振込上限金額は、前記第8条1項記載の限度額と同一とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなく給与振込における振込限度額を変更することがあります。

ウ. (省略)

エ. 振込手続

(ア) 振込資金は、振込指定日の2営業日前の10時までに支払指定口座へ入金してください。

(イ) 当行は、前記第6条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として振込指定日の2営業日前の10時以後に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出なしに振込資金を支払指定口座から引き出して別保管し、振込指定日の2営業日前に振込手続を行います。

(ウ) (省略)

オ. カ. (省略)

キ. 依頼内容の変更・取消・組戻し

前記第6条2項により依頼内容が確定した場合でも、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。また、当行がやむをえないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から支払指定口座店に当行所定の依頼書の提

受入れたうえで、その手続を行うものとします。この場合、振込手数料相当額は返却しません。

(3) 給与振込サービス

ア. 給与振込の内容

(ア) (省略)

(イ) 「支払指定口座」は代表口座とします。また、受給者が振込先として指定できる取扱店は、「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行または他行の国内本支店とし、振込を指定できる預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）は、受給者本人名義の口座で当行所定の種目とします。

(ウ) ～ (カ) (省略)

イ. 上限金額の設定

1回あたりの振込上限金額は、前記第7条1項記載の限度額と同一とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなく給与振込における振込限度額を変更することがあります。

ウ. (省略)

エ. 振込手続

(ア) 振込資金は、振込指定日の3営業日前の17時までに支払指定口座へ入金してください。

(イ) 当行は、前記第5条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として振込指定日の3営業日前の17時以後に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出なしに振込資金を支払指定口座から引き出して別保管し、振込指定日の2営業日前に振込手続を行います。

(ウ) (省略)

オ. カ. (省略)

キ. 依頼内容の変更・取消・組戻し

前記第5条2項により依頼内容が確定した場合でも、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。また、当行がやむをえないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から支払指定口座店に当行所定の依頼書の提

出を受け、当行所定の組戻し手数料等を受入れたうえで、その手続を行うものとします。この場合、振込手数料相当額は返却しません。

(4) 地方税納付サービス

ア. 地方税納付サービスの内容

(ア) (省略)

(イ)「支払指定口座」は振込依頼の都度契約者が端末で選択した代表口座または利用口座とします。また、納付先として指定できる地方公共団体は、当行所定の地方公共団体とします。

(ウ)～(オ) (省略)

イ.～エ. (省略)

(5) 口座振替サービス

ア.～カ. (省略)

キ. 振替資金の入金

当行は、申込書記載の入金日に、振替資金を振替依頼の都度契約者が選択した代表口座または利用口座へ入金します。

ク.～サ. (省略)

(6) 埼玉ネットワークサービス (SNS)

(省略)

(7) 経費精算振込サービス

ア. 経費精算振込サービスの内容

(ア)当行は、契約者が契約者の役員ならびに従業員(以下「受給者」といいます。)に対して「一括伝送サービス」を利用した振込により社内経費の精算等を行う事務を受託します。

(イ)「支払指定口座」は、振込依頼の都度契約者が端末で選択した代表口座または利用口座とします。また、振込先として指定できる取扱店は、「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行または他行の国内本支店とし、振込を指定できる預金口座(以下「入金指定口座」といいます。)は当行所定の種目とします。

(ウ)振込依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。また、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料(消費税等相当額を含みます。)を当行所定の方法によりお支払いいただきます。

(エ)当行は、依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に入金指定口座に入金するよう振込手続を行います。

出を受け、当行所定の組戻し手数料等を受入れたうえで、その手続を行うものとします。この場合、振込手数料相当額は返却しません。

(4) 地方税納付サービス

ア. 地方税納付サービスの内容

(ア) (省略)

(イ)「支払指定口座」は代表口座とします。また、納付先として指定できる地方公共団体は、当行所定の地方公共団体とします。

(ウ)～(オ) (省略)

イ.～エ. (省略)

(5) 口座振替サービス

ア.～カ. (省略)

キ. 振替資金の入金

当行は、申込書記載の入金日に、振替資金を代表口座へ入金します。

ク.～サ. (省略)

(6) 埼玉ネットワークサービス (SNS)

(省略)

(新設)

(オ)当行は、振込受取人に対して、入金についての通知は行いません。

イ. 上限の設定

1回あたりの振込上限金額は、前記第8条1項記載の限度額と同一とします。ただし、当行は契約者に事前通知することなく経費精算振込における振込限度額を変更することがあります。

ウ. 振込指定日

契約者は振込指定日として、当行所定の銀行営業日を指定することができます。

なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の銀行営業日を変更することがあります。

エ. 振込手続

(ア)振込資金は、振込指定日の前営業日の19時までに支払指定口座へ入金してください。

(イ)当行は、前記第6条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として振込指定日に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出なしに振込資金を支払指定口座から自動振替により引出し、振込手続を行うことができるものとします。

(ウ)なお、上記振込資金の自動振替が不能となった場合は、当行は所定の時限まで再振替を行い、振込資金が決済されたことを確認のうえ、振込手続を行うことができるものとします。

オ. 振込の不能事由等

次のいずれかに該当する場合、当行はその振込依頼はなかったものとして取扱うことができるものとします。

(ア)振込資金が、支払指定口座から払出すことができる金額（当座貸越により払戻のできる金額を含みます。）を超え、所定の時限までに自動引落ができなかった場合。ただし、支払指定口座からの払出しがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出しの総額が支払指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれかを払出すかは当行の任意とします。なお、振込資金決済が不能となった振込依頼については、所定の時限後

に資金の入金があっても振込は行われ
ません。

(イ) 契約者より支払指定口座に関する支
払停止の届出があり、それにもとづき
当行が所定の手続を完了している場
合。

(ウ) 差押等やむを得ない事情のため、当行
が振込を取扱うことが不相当と認めた
場合。

カ. 振込資金の返却

経費精算振込において「入金指定口
座該当なし」等の事由により振込先金融
機関から振込資金が返却された場合は、
当行はその振込資金を支払指定口座に
入金するものとします。この場合、振込
手数料相当額は返却しません。

キ. 依頼内容の変更・取消・組戻し

前記第6条2項により依頼内容が確
定した場合でも、当行所定の時限内であ
れば、契約者は端末を用いて当行が指定
する方法により取消を行うことができ
るものとします。また、当行がやむをえ
ないものと認めて組戻しまたは変更を
承諾する場合には、当行は契約者から支
払指定口座店に当行所定の依頼書の提
出を受け、当行所定の組戻し手数料等を
受入れたうえで、その手続を行うものと
します。この場合、振込手数料相当額は
返却しません。

(8) 全銀会計情報サービス

ア. 全銀会計情報サービスの内容

全銀会計情報サービスは、契約者が
あらかじめ指定した対象口座に関し、あ
らかじめ指定した口座情報（振込入金・
入出金明細のいずれかまたは両方）につ
きあらかじめ指定した取得契機で「全銀
形式」・「CSV形式」でのダウンロード、
「PDF形式」での印刷ができるサービ
スです。

イ. 口座情報

(ア) 口座情報は、契約者の端末操作によ
り取得するものとします。

(イ) 口座情報は、契約者が取得した後も、
その取引内容に変更または訂正が生じ
た場合は、当該内容を変更することが
あります。

(ウ) 口座情報について瑕疵があったと
き、または、その他の事由により契約
者および当行の業務に支障を来す恐

れがあるときは、契約者・当行の双方が協力して対策を講ずるものとし
ます。

ウ. 未受信データの抹消

当行は、契約者が当行所定の期間口座情報を取得しない場合、契約者に通知することなく、当該期間以前の未受信データを抹消できるものとし
ます。

第10条（料金払込サービス〈pay-easy（ペイジー）〉）

（1）料金払込サービス〈pay-easy（ペイジー）〉の内容

（省略）

（2）限度額の設定

1回あたりの限度額は、前記第8条1項記載の限度額と同一とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなく払込限度額を変更することがあります。

（3）払込手続

当行は、前記第6条2項により依頼内容が確定した場合は、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出なしに払込資金を払込資金支払指定口座から払出しのうえ、払込手続を行います。

（削除）

（4）払込の不能事由等

（省略）

（5）依頼内容の変更・取消

ア. 前記第6条2項により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。

イ. ウ.（省略）

第11条（メッセージ・電子メール通知サービス）

（省略）

第12条（総合振込サービス全銀EDI（XML形式）および全銀会計情報サービス全銀EDI（XML形式））

総合振込サービス全銀EDI（XML形式）または全銀会計情報サービス全銀EDI（XML形式）（以下「両サービス」といいます。）の利用にあたっては、前記第9条の2項、8項および次によるものとし
ます。

第9条（料金払込サービス〈pay-easy（ペイジー）〉）

（1）料金払込サービス〈pay-easy（ペイジー）〉の内容

（省略）

（2）限度額の設定

1回あたりの限度額は、前記第7条1項記載の限度額と同一とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなく払込限度額を変更することがあります。

（3）払込手続

当行は、前記第5条2項により依頼内容が確定した場合は、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出なしに払込資金を払込資金支払指定口座から払出しのうえ、払込手続を行います。

（4）銀行手数料の引落し

銀行手数料の引落方法は前記第7条1項記載の方法と同一とします。

（5）払込の不能事由等

（省略）

（6）依頼内容の変更・取消

ア. 前記第5条2項により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。

イ. ウ.（省略）

第10条（メッセージ・電子メール通知サービス）

（省略）

（新設）

(1) 全銀EDI

全銀EDIとは、企業間の総合振込に係る電文を、金融EDI情報を搭載したXML電文とすることにより、支払企業と受取企業における会計・経理事務の効率化を図るサービスです。

(2) 全銀EDIシステム

全銀EDIシステムは、全銀EDIを実現するための一般社団法人全国資金決済ネットワークが運用するプラットフォームです。

(3) 全銀EDIシステムの内容

ア. 対象とするサービス

(ア) 総合振込サービス全銀EDI (XML形式)

総合振込サービス全銀EDI (XML形式)の利用を申込み当行が承諾した契約者は、金融EDI情報をXML形式の総合振込データに付加して送信できるものとします。

(イ) 全銀会計情報サービス全銀EDI (XML形式)

全銀会計情報サービス全銀EDI (XML形式)の利用を申込み当行が承諾した契約者は、金融EDI情報が付加されたXML形式の取引明細データを受信できるものとします。

イ. サービス利用時間

両サービスの利用時間は、一般社団法人全国資金決済ネットワークが定める時間内で当行が定める所定の時間とします。

ウ. サービスの停止

全銀EDIシステムが障害により稼働継続が不可能となった場合、両サービスにおいて金融EDI情報の振込データへの付加を抑止することがあります。

(4) 免責

前記3項ウ.の金融EDI情報付加抑止の場合、支払企業と受取企業間において全銀EDIシステム外の手段で金融EDI情報を連携することとします。この取扱のため生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

以上